

令和2年8月

大治町農業委員会  
総会議事録

大 治 町 農 業 委 員 会

## 大治町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 2年8月25日(火)  
午前10時00分～午前11時00分
- 2 開催場所 大治町役場 第3会議室
- 3 出席者 12名
- 4 欠席委員 0名
- 5 議事日程

①	若山善之	②	吉田慎司	③	成田照幸	④	鈴木俊明
⑤	安井宗一	⑥	石川 隆	⑦	立松 稔	⑧	八神一朗
⑨	丹羽真弓	⑩	前田幹雄	⑪	浅井 博	⑫	鈴木夕子

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告 第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について

報告 第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

### 6 農業委員会事務局職員

事務局長 鈴木昌樹

事務局 水野 学

長谷川隼人

### 7 会議の概要

発言者	内容
事務局長	定刻となりましたので、ただいまから農業委員会を始めます。 会議に先立ちまして、若山会長から一言あいさつを頂きます。

会長	(あいさつ)				
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより議事に入ります。進行につきましては、農業委員会会議規則第4条によりまして、会長にお願いしたいと思いますので、以後の取り回しをよろしくお願いします。</p>				
会長	<p>ただ今から令和2年第8回総会を開会します。それでは議事に入る前に大治町農業委員会会議規則第18条第2項に基づき、4番鈴木敏明委員、5番安井宗一委員を議事録署名者に指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。次第に基づき進めさせていただきます。</p> <p>議案第7号、議案第8号、報告第16号、報告17号を一括として議題とし、事務局より議案及び報告の朗読説明を求めます。</p>				
事務局	<p>説明いたします。本日は、3条2件、相続税の納税猶予に関する適格者証明1件、4条1件、5条11件です。</p> <p>まず、議案第7号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。</p> <p>番号1、          受付年月日 令和2年8月4日、権利の別 使用貸借、土地の所在 八ツ屋***番、地目 畑、地積 247㎡、譲渡人 ****・青年後見人 ****、譲受人 ****、申請の事由、使用貸人 土地荒廃防止、使用借人 農地拡大。          申請書には、農作業従事日数***350日、妻***300日、長男***20日、次男***300日、と記入されています。</p> <p>以上の申請地の現場確認を行いましたところ、農地として良好な状態で管理されていました。</p> <table border="1" data-bbox="517 1798 1273 1971"> <tr> <td data-bbox="517 1798 900 1872">下限面積の有無</td> <td data-bbox="900 1798 1273 1872">有</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1872 900 1971">申請者以外の耕作従事者</td> <td data-bbox="900 1872 1273 1971">妻、長男、次男</td> </tr> </table>	下限面積の有無	有	申請者以外の耕作従事者	妻、長男、次男
下限面積の有無	有				
申請者以外の耕作従事者	妻、長男、次男				

農機具の有無	有
事情聴取の有無	有（農業を行う意思を確認）
許可申請地の状況	作付可能
指導事項	なし
その他特記事項	なし

番号2、

受付年月日 令和2年8月7日、権利の別 所有権、土地の所在 砂子\*\*\*番、地目 畑、地積 185㎡、土地の所在 砂子\*\*\*番、地目 田、地積 161㎡、土地の所在 砂子\*\*\*番、地目 田、地積 62㎡、譲渡人 \*\*\*\*、譲受人 \*\*\*\*、申請の事由、渡人高齢により耕作が困難、受人 農地の集約化。

申請書には、農作業従事日数\*\*\*60日、母\*\*\*60日、妻10日、子\*\*\*60日、子\*\*\*60日、子\*\*\*60日と記入されています。

以上の申請地の現場確認を行いましたところ、農地として良好な状態で管理されていました。

下限面積の有無	有
申請者以外の耕作従事者	母、妻、子、子、子
農機具の有無	無
事情聴取の有無	有（農業を行う意思を確認）
許可申請地の状況	作付可能
指導事項	なし
その他特記事項	なし

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますが、一度ご審議いただきま

すようお願いいたします

続いて、議案第8号相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明します。

番号1、

受付年月日 令和2年8月3日、相続人 \*\*\*\*、被相続人 \*\*  
\*\*、土地の所在 花常\*\*\*番、地目 田、地積 407㎡、土地  
の所在 花常\*\*\*番、地目 畑、地積 200㎡、です。

申請地の現場確認を行ったところ、農地として良好な状態で管理  
されていました。

以上のことから、申請者は申請地を農地として適切に管理して  
おり、問題はないと判断できますが、一度ご審議頂きますようお願い  
します。

次に、報告第16号農地法第4条第1項第8号の規定による農地  
転用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、

受付年月日 令和2年7月31日、処理年月日 令和2年8月6日、  
土地の所在 三本木\*\*\*番、地目 田、地積 978㎡、土地の所  
在 三本木\*\*\*番、地目 田、地積 195㎡、届出者 \*\*\*\*  
長屋住宅建築予定です。

現況については、東と西は宅地、南は水路、北は道路です。

次に、報告第17号農地法第5条第1項第7号の規定による農地  
転用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、

受付年月日 令和2年7月6日、処理年月日 令和2年7月14日、  
権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀\*\*\*番、地目 畑、地積 1  
37㎡、譲渡人 \*\*\*\*、譲受人 \*\*\*\*(株)、住宅建築予定です。

現況については、東と南は畑、西は宅地、北は道路です。

番号2、

受付年月日 令和2年7月6日、処理年月日 令和2年7月14日、

権利の別 所有権、土地の所在 北間島\*\*\*番、地目 畑、地積 149㎡、譲渡人(有)\*\*\*\*、譲受人 \*\*\*\*、住宅建築予定です。

現況については、東と南は畑、西は宅地、北は道路です。

番号3、

受付年月日 令和2年7月6日、処理年月日 令和2年7月16日、権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀茶屋\*\*\*番、地目 畑、地積 265㎡、譲渡人 \*\*\*\*、譲受人 \*\*\*\*(株)、住宅建築予定です。

現況については、東と北は畑、西は宅地、南は道路です。

番号4、

受付年月日 令和2年7月9日、処理年月日 令和2年7月16日、権利の別 所有権、土地の所在 西條\*\*\*番、地目 田、地積 225㎡、譲渡人 \*\*\*\*6/12 \*\*\*\*2/12 \*\*\*\*2/12 \*\*\*\*2/12、譲受人 \*\*\*\*12/8 \*\*\*\*2/12 \*\*\*\*2/12、資材置場です。

現況については、東と北は道路、西と南は宅地です。

番号5、

受付年月日 令和2年7月10日、処理年月日 令和2年7月20日、権利の別 賃借権、土地の所在 三本木屋形\*\*\*番、地目 田、地積 2.25㎡ 447㎡のうち、賃貸人 \*\*\*\*、賃借人 \*\*\*\*(株)、携帯電話基地局です。

現況については、東と西は宅地、南は水路、北は道路です。

番号6、

受付年月日 令和2年7月10日、処理年月日 令和2年7月20日、権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀\*\*\*番、地目 田、地積 662㎡、譲渡人 \*\*\*\*、譲受人 (株)\*\*\*\*、住宅建築予定です。

現況については、東と南は道路、西は宅地、北は宅地と畑です。

番号7、

受付年月日 令和2年7月14日、処理年月日 令和2年7月22

日、権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀\*\*\*番、地目 田、地積 267㎡、譲渡人 破産者 \*\*\*\*、破産管財人 弁護士 \*\*\*\*、譲受人 (株)\*\*\*\*、 駐車場です。

現況については、東と南は畑、西は宅地、北は道路です。

番号8、

受付年月日 令和2年7月16日、処理年月日 令和2年7月22日、権利の別 所有権、土地の所在 西條\*\*\*番、地目 田、地積 770㎡、譲渡人 \*\*\*\*、譲受人 (株)\*\*\*\*、住宅建築予定です。

現況については、東と南は宅地、西は荒地、北は道路です。

番号9、

受付年月日 令和2年7月30日、処理年月日 令和2年8月6日、権利の別 所有権、土地の所在 花常\*\*\*番、地目 田、地積 780㎡、譲渡人 \*\*\*\*、譲受人 (株)\*\*\*\*、資材置場兼駐車場です。

現況については、東は宅地、西と南と北は道路です。

番号10、

受付年月日 令和2年7月30日、処理年月日 令和2年8月6日、権利の別 賃借権、土地の所在 北間島\*\*\*番、地目 田、地積 305㎡、譲渡人 \*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、 譲受人 社会福祉法人\*\*\*\*です。

現況については、東は畑、西と南は道路、北は宅地です。

番号11、

受付年月日 令和2年7月31日、処理年月日 令和2年8月6日、権利の別 所有権、土地の所在 北間島\*\*\*番、地目 田、地積 166㎡、土地の所在 北間島\*\*\*番、地目 田、地積 165㎡、譲渡人 \*\*\*\*(株)、譲受人 \*\*\*\*、住宅建築予定です。

現況については、東と北は道路、西と南は田です。

説明は以上です。

会長

ただ今、事務局より議案及び報告の説明がありました。質疑及び意見のある方の発言を許可します。

	<p>(質疑なし)</p> <p>他に質疑及び意見もないようですので、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請書について採決したいと思います。原案どおり認めることに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第7号については、承認するものとします。</p> <p>続いて、議案第8号相続税の納税猶予に関する適格者証明について採決したいと思います。原案どおり認めることに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第8号については、承認するものとします。</p>
<p>会長</p>	<p>以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。長時間にわたりますして、慎重審議を賜りありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。</p> <p>連絡事項の説明を事務局に求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>その他連絡事項でございますが、次回の総会は9月23日を予定しております。その際、8月分の農業委員活動記録簿を持参頂きますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

(議 長)

若山 善之

(委 員)

鈴木 俊明

(委 員)

安井 宗一